

株式会社七十七銀行の 77SDGs 私募債(働き方改革応援型)に係る スキームに対する第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社七十七銀行の77SDGs 私募債（働き方改革応援型）に係るスキームに対する第三者意見書を提出しました。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年4月1日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：株式会社七十七銀行

評価対象となる金融商品：77SDGs 私募債（働き方改革応援型）

評価の概要：

株式会社七十七銀行（「七十七銀行」）は、77SDGs 私募債（働き方改革応援型）（「本私募債スキーム」）の実施を通じて、企業の働き方改革の取り組みを支援することを企図している。本私募債スキームにおいては、企業は働き方改革の取り組みに対する重要管理指標（KPI）を設定し、七十七銀行は達成状況のモニタリングを行う。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、七十七銀行が、働き方改革支援に係る専門家として、宮城県社会保険労務士会等と連携して企業のインパクト発現に努める体制を整備し、企業の KPI 達成を支援する体制を整備したことを確認した。

また、本私募債スキームは、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」における、「特定のインパクトの発現を目指すインパクトファイナンス」の考え方に沿った商品として、働き方改革に係る KPI を適切に特定し、当該 KPI のモニタリングにより、インパクトを把握する体制が構築されている。

七十七銀行は、本私募債の取り組みによる企業支援を通じて、企業の働き方改革の促進を通じた採用力の強化と人手不足の解消、企業イメージの向上による競争力の強化により、支援先企業が安定的な雇用を確保することができる環境整備に貢献することを本私募債スキームから得られるアウトカムとして特定している。また、七十七銀行は地域金融機関として、地域企業の経営支援を行うこと自体を重要な役割と認識し、本私募債スキームの活用により、持続可能な企業の創出・地域社会の活性化というインパクトの創出を目指している。

以上より、JCR は、七十七銀行が、取引先企業における安定的な雇用確保と地域経済活性化を意図したインパクトファイナンスの枠組みを適切に設定していることを確認した。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、七十七銀行が開発した本私募債スキームが、特定のインパクトの発現を企図する金融商品として、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

本私募債スキームは、企業の労働環境改善と、それに伴い雇用主側も雇用を安定的に確保でき、最終的には当該企業が長期的に持続可能な成長を続けることで地域経済が活性化するという、特定のインパクトを狙った金融商品である。

したがって、JCR は、本私募債スキームによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される体制整備がなされたか否かを、以下の評価項目から確認した。

- (1) 私募債の発行に際して、企業が働き方改革に係る適切な KPI 設定を行えるような仕組みとなっているか。(Impact Identification)
- (2) 企業が設定する KPI について、適切に事前評価するプロセスがあるか。(Impact Assessment)
- (3) 設定した KPI を、労働問題に係る専門家をプロセスに取り込み、適切にモニタリングする体制があるか。(Impact Management and Monitoring System)
- (4) モニタリングした KPI を評価し、本私募債スキーム実施によるインパクトを把握する体制があるか。(Impact Measurement System)

II. 七十七銀行のサステナビリティに係る取り組みについて

(1) 七十七銀行のサステナビリティに係る取り組み

七十七銀行は、七十七銀行と子会社 15 社で七十七グループを構成し、地域社会の繁栄のため、最良のソリューションで感動と信頼を積み重ね、ステークホルダーとともに、宮城・東北から活躍のフィールドを切り開いていくリーディングカンパニーを目指すことを基本方針としている。

七十七銀行は 2022 年にサステナビリティ推進管理方針を制定するとともに、頭取を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、2023 年 4 月には社外取締役を含めた全役員職員の関与のもと「七十七グループのマテリアリティ」を策定・公表した。2021 年度から 2030 年度までの 10 年間の計画期間とする「『Vision2030』～未来を切り拓くリーディングカンパニー～」では、サステナビリティの取り組みと 6 つのマテリアリティを対応させた「七十七グループの SDGs 宣言～もっと、ずっと、地域と共に。～」を経営戦略の

Value（組織共通の価値観）として位置づけており、地域のサステナビリティ経営の深化に取り組んでいる。



(出典：七十七銀行ウェブサイト)

本私募債スキームは、地域企業の働き方改革への取り組みを通じて雇用の維持・確保を支援することにより、持続可能な地域社会を創造することを目的としており、七十七グループのマテリアリティのうち、「宮城・東北の活性化」「地域のお客さまの課題解決」と整合的である。

(2) サステナビリティ経営推進体制

七十七銀行では、以下の部署が専門的にサステナビリティに係る取り組み推進のための業務分掌を行っている。

- ・総合企画部サステナビリティ推進室
サステナビリティ推進管理に係る企画および改善策の取りまとめを行うとともに、定期的な状況分析と評価を行い、体制上の問題点についての検証を行っている。
- ・コンサルティング営業部営業渉外課
サステナビリティ推進担当者を配置し、取引先のサステナビリティ推進として、SDGs 支援サービスの提供やサステナビリティ関連商品の導入について、営業店と連携したサポートを行っている。

また、取引先の脱炭素支援については外部機関とビジネスマッチング契約を締結し、地域企業の脱炭素を推進する体制を構築している。

以上から、七十七銀行がサステナビリティ経営推進のために専門部署を設置し、外部機関とも連携しながら、経営陣のイニシアティブの下、サステナブル・ファイナンスの実現やSDGs 目標への貢献のための取り組みを進めていることを確認した。

III. 特定のインパクトが発現されるための体制整備について

(1) 私募債の発行に際して、企業が働き方改革に係る適切な KPI 設定を行えるような仕組みとなっているか。

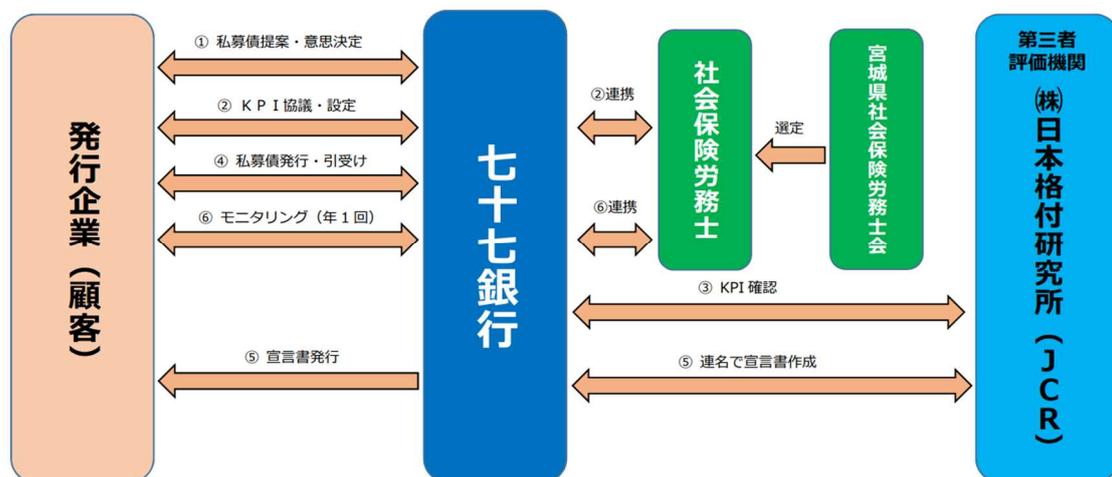
七十七銀行は、予め働き方改革に係る定量的な KPI として適切と思われる指標をリスト化し、本私募債スキームを活用する企業が当該リストを参照して KPI 設定できるような仕組みを設けている。

KPI の設定に際しては、社会保険労務士と連携して行う形とすることで、個社の状況に応じた適切な KPI が定められるよう配慮している。

(2) 企業が設定する KPI について、適切に事前評価するプロセスがあるか。

JCR は、七十七銀行が本ファイナンスを実施するために適切な実施体制とプロセスを確立したことを確認した。

① 七十七銀行は本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出典：七十七銀行提供資料)

② 実施プロセスについて、七十七銀行では担当部署の業務分掌を明確にし、行内のマニュアルを整備している。

(3)設定した KPI を、労働問題に係る専門家をプロセスに取り込み、適切にモニタリングする体制があるか。

KPI の選定時及び年に 1 回の KPI 達成判定時には、社会保険労務士と連携して確認を行うこととなっている。また、福利厚生や業務効率化支援、人事制度構築等の個社の課題に応じたコンサルティングの提供も用意されている。

(4)モニタリングした KPI を評価し、本私募債スキーム実施によるインパクトを把握する体制があるか。

七十七銀行は、年に 1 回、KPI 達成状況を企業から聴取し、モニタリングの結果を予め定めたフィードバックシートによって企業にフィードバックする。七十七銀行は、当該進捗について、定期的に JCR と共に包括的なレビューを行い、本私募債スキームのインパクト把握に努める予定である。

IV.結論

上記確認の結果、JCR は、七十七銀行が、取引先企業における安定的な雇用確保と地域経済活性化を意図したインパクトファイナンスの枠組みを適切に設定していることを確認した。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

望月 幸美

望月 幸美

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該インパクトファイナンスがもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、インパクトファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本インパクトファイナンス事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

用語解説 第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したインパクトファイナンスに係るスキームの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：インパクトファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル